令和７年４月１日
軽野保育園
園長　吉川　延江

苦情解決、要望等のための仕組みに関する要綱

登園では保護者の皆様と保育園のコミュニケーションの活性化を目指して、『苦情解決、要望のための仕組みに関する要綱』を下記の通り定めています。よりよい保育環境にするため、苦情や要望等がある場合は遠慮なく申し出てください。

（目的）

１．苦情、要望等への適切な対応により利用者の理解と満足感を高める。
２．利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者が保育サービスを適切に利用することができるようにする。
３．納得がいかないことについては、一定のルールに沿った方法で円滑・円満な解決に努める。

（解決の体制）

１．解決のための園内体制について
保育園に関する要望等を解決するため、園長をその責任者とし、主任保育士を受付担当者とする。
(1)解決責任者　園長　吉川　延江
(2)受付担当者　主任　松尾　公代

２．解決のための第三者委員について
直接保育園に申し出にくい事、なかなか解決しないことを解決するため、第三者委員へ直接申し出もできます。解決すべき話し合いの立会い、助言もできます。
なお第三者委員には守秘義務が課せられています。
【第三者委員】　　髙﨑　奈穂子

（申し出）

１．要望等は所定の用紙を使用し、直接保育園の受付担当者に申し出てください。
２．解決責任者である園長へ申し出ることもできます。
３．保育園でお願いしてあります第三者委員の方へ直接申し出ることもできます。

（解決と通知）

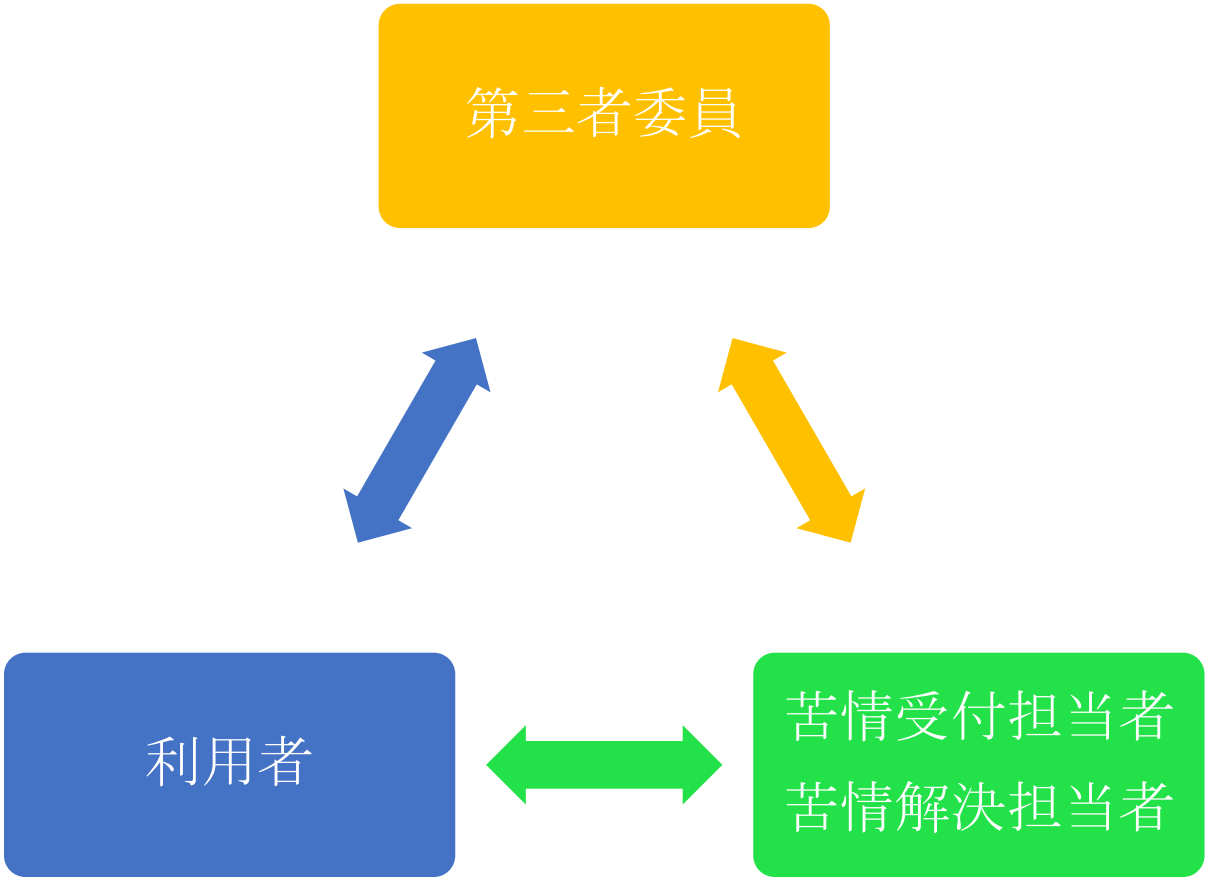
１．受け付けた要望等は受付担当者から解決責任者である園長、関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努めます。
２．解決の内容については、解決責任者が所定の用紙により申し出人に通知いたします。

（解決の公表）

１．個人情報に関するものや申し出人が拒否した場合を除いて、要望等の解決について公表し、保育園の改善に努めます。

☑2023 年度	苦情はありませんでした。
☑2024 年度	苦情はありませんでした。
☑2025 年度	苦情はありませんでした。

苦情解決の仕組みが円滑に機能するように取り組んでおります。



社会福祉法第 82 条の規定により、福祉サービスを従事する者自らが苦情解決に積極的に取り組む際の参考として、苦情解決の体制や手順等を整えていることをお知らせ致します。

令和７年４月１日
すずの丘保育園
園長　安藤　成男

苦情解決、要望等のための仕組みに関する要綱

登園では保護者の皆様と保育園のコミュニケーションの活性化を目指して、『苦情解決、要望のための仕組みに関する要綱』を下記の通り定めています。よりよい保育環境にするため、苦情や要望等がある場合は遠慮なく申し出てください。

（目的）

１．苦情、要望等への適切な対応により利用者の理解と満足感を高める。
２．利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者が保育サービスを適切に利用することができるようにする。
３．納得がいかないことについては、一定のルールに沿った方法で円滑・円満な解決に努める。

（解決の体制）

１．解決のための園内体制について
保育園に関する要望等を解決するため、園長をその責任者とし、主任保育士を受付担当者とする。
(1)解決責任者　園長　安藤　成男
(2)受付担当者　主任　田向　裕子

２．解決のための第三者委員について
直接保育園に申し出にくい事、なかなか解決しないことを解決するため、第三者委員へ直接申し出もできます。解決すべき話し合いの立会い、助言もできます。
なお第三者委員には守秘義務が課せられています。
【第三者委員】　１　椙山　光彦

（申し出）

１．要望等は所定の用紙を使用し、直接保育園の受付担当者に申し出てください。
２．解決責任者である園長へ申し出ることもできます。
３．保育園でお願いしてあります第三者委員の方へ直接申し出ることもできます。

（解決と通知）

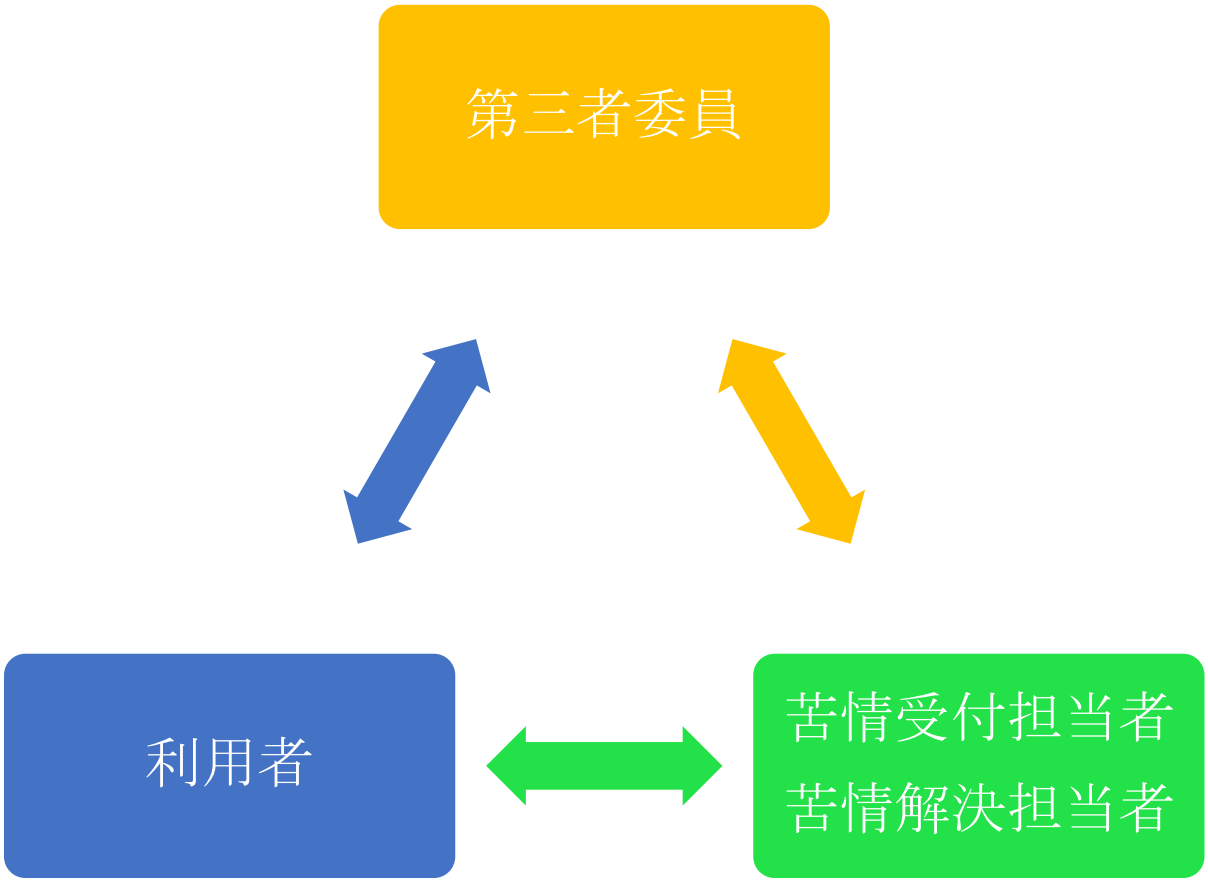
１．受け付けた要望等は受付担当者から解決責任者である園長、関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努めます。
２．解決の内容については、解決責任者が所定の用紙により申し出人に通知いたします。

（解決の公表）

１．個人情報に関するものや申し出人が拒否した場合を除いて、要望等の解決について公表し、保育園の改善に努めます。

☑2023 年度	苦情はありませんでした。
☑2024 年度	苦情はありませんでした。
☑2025 年度	苦情はありませんでした。

苦情解決の仕組みが円滑に機能するように取り組んでおります。



社会福祉法第 82 条の規定により、福祉サービスを従事する者自らが苦情解決に積極的に取り組む際の参考として、苦情解決の体制や手順等を整えていることをお知らせ致します。

令和７年４月１日
うずも保育園
園長　橋本　公夫

苦情解決、要望等のための仕組みに関する要綱

登園では保護者の皆様と保育園のコミュニケーションの活性化を目指して、『苦情解決、要望のための仕組みに関する要綱』を下記の通り定めています。よりよい保育環境にするため、苦情や要望等がある場合は遠慮なく申し出てください。

（目的）

１．苦情、要望等への適切な対応により利用者の理解と満足感を高める。
２．利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者が保育サービスを適切に利用することができるようにする。
３．納得がいかないことについては、一定のルールに沿った方法で円滑・円満な解決に努める。

（解決の体制）

１．解決のための園内体制について
保育園に関する要望等を解決するため、園長をその責任者とし、主任保育士を受付担当者とする。
(1)解決責任者　園長　橋本　公夫
(2)受付担当者　主任　千田　美帆

２．解決のための第三者委員について
直接保育園に申し出にくい事、なかなか解決しないことを解決するため、第三者委員へ直接申し出もできます。解決すべき話し合いの立会い、助言もできます。
なお第三者委員には守秘義務が課せられています。
【第三者委員】　１　田沼　武

（申し出）

１．要望等は所定の用紙を使用し、直接保育園の受付担当者に申し出てください。
２．解決責任者である園長へ申し出ることもできます。
３．保育園でお願いしてあります第三者委員の方へ直接申し出ることもできます。

（解決と通知）

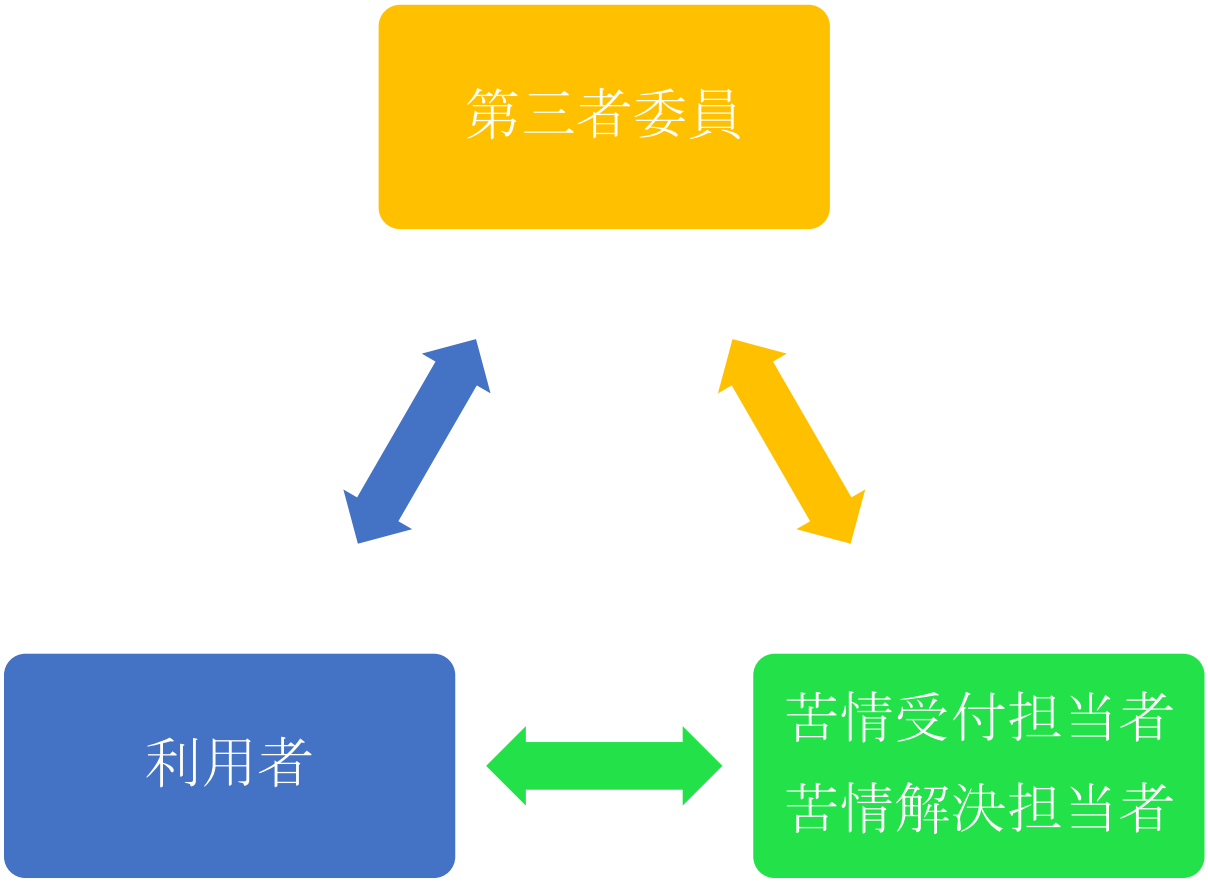
１．受け付けた要望等は受付担当者から解決責任者である園長、関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努めます。
２．解決の内容については、解決責任者が所定の用紙により申し出人に通知いたします。

（解決の公表）

１．個人情報に関するものや申し出人が拒否した場合を除いて、要望等の解決について公表し、保育園の改善に努めます。

☑2023 年度	苦情はありませんでした。
☑2024 年度	苦情はありませんでした。
☑2025 年度	苦情はありませんでした。

苦情解決の仕組みが円滑に機能するように取り組んでおります。



社会福祉法第 82 条の規定により、福祉サービスを従事する者自らが苦情解決に積極的に取り組む際の参考として、苦情解決の体制や手順等を整えていることをお知らせ致します。